

「警固界限アウトリーチ・相談窓口事業」企画提案公募実施要領

本企画提案公募実施要領（以下「公募要領」という。）は、本事業の委託先選定において、企画提案公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものである。

※令和7年度契約については、県の令和7年度当初予算の成立（令和7年7月上旬見込み）を前提としており、予算の成立状況によっては事業の中止又は事業内容を変更して実施する場合があります。

1 事業の目的

近年、家庭や学校に居場所のない子ども・若者が、警固公園に集まってきており、犯罪に巻き込まれるなどの社会問題となっている。こうした子ども・若者に対し、アウトリーチ支援、夜間相談窓口やSNSによる相談支援を行うとともに、必要に応じて、緊急的避難場所や福祉サービス等の適切な機関へつなぐ。

2 事業の概要

(1) 委託事業名

警固界限アウトリーチ・相談窓口事業

(2) 業務内容

別添「警固界限アウトリーチ・相談窓口業務委託仕様書」（以下「公募仕様書」という。）のとおり。

なお、本件業務委託候補者選定後、必要に応じて当該委託候補者による企画提案内容を仕様書に反映させるものとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算規模

30,831千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 提案公募参加資格

社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人や株式会社等、法人格を有する団体であって、以下の要件をすべて満たす団体であること。

(1) 打ち合わせ等円滑な業務遂行のため、福岡県内に事業所を有していること。

(2) 本事業を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各号に規定されていない者であること。

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達／最終改正令和6年5月10日6総厚第652号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に基づく暴力団排除条項の各号のいずれかに該当していないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (8) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許若しくは登録の取消処分を受けていないこと
- (9) 個人情報保護の取り扱いについて、適切な保護措置を講じていること。
- (10) コンソーシアムにより参加する場合は、以下の要件を満たすこと。ただし、構成員の数は、2 者又は 3 者とする。
 - ①全ての構成員が、提案公募参加資格の 3 (1) ～ (9) に掲げる要件を満たすこと。
 - ②各構成員は、単体で本公募に参加しておらず、また他のコンソーシアムの構成員を兼ねて本公募に参加していないこと。

4 企画提案公募に係るスケジュール（予定）

- (1) 企画提案公募の開始 令和 7 年 6 月 6 日（金）
- (2) 質問の受付期限 6 月 11 日（水）
- (3) 質問への回答予定日 6 月 12 日（木）
- (4) 企画提案書の提出期限 6 月 20 日（金）
- (5) 審査結果通知 6 月 25 日（水）
- (6) 候補者との協議 6 月 25 日（水）～契約締結前
- (7) 契約締結 7 月 4 日（金）頃

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

件名を「【団体名】 警固界限アウトリーチ・相談窓口業務委託に係る質問」とし、本公募要領 13 に記載の提出先にメールで提出すること。また、質問票を提出した旨を併せて電話連絡すること。

なお、提出期限を超過した質問、電話、口頭による質問、審査に関する質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和 7 年 6 月 11 日（水）15 時

(3) 質問票様式

「質問票（様式 6）」のとおり

(4) 回答方法

質問に対する回答は、福岡県ホームページに掲載する。

ただし、質問内容が軽微な場合や、質問者の提案内容に密接に関わる場合においては、質問者に対してのみ回答する。また、公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがあるなど、質問の内容によっては回答しないことがある。

(5) 回答予定日

令和 7 年 6 月 12 日（木）

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 応募申込書（様式 1－1）
- イ 企画提案書（様式任意）
- ウ 団体の概要（様式 2）
- エ 団体役員名簿（様式 3）
- オ 見積書（参考様式を参照）
- カ 団体の定款又は寄付行為

- キ 登記簿謄本（原本、発行から3か月以内のもの）
- ク 直近2事業年度の団体の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書、修正計算書等）及び事業報告書
- ケ 応募者の業務概要が分かる書類（パンフレット等）
- コ 当該業務に類似した業務の実績がある場合、そのことが分かる書類（令和5年4月以降に開始した2業務以内の広報物等）

※コンソーシアムの場合

- ・ 応募申込書（様式1—2）
- ・ 6（1）イ、オの提出書類
- ・ すべての構成員分の、6（1）ウ、エ、カ、キ、ク、ケ、コの提出書類
- ・ コンソーシアム協定書の写し（代表構成員に参加申込の権限を付与すること、参考様式を参照）
- ・ コンソーシアム届出書（様式4）

(2) 提出部数

各6部（A4版、縦綴・片面印刷で、副本5部を左2ヶ所ホッチキス留め製本、正本1部を左上1ヶ所ダブルクリップ留め）

(3) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和7年6月20日（金）13時必着

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出先

本公募要領13に記載の提出先

※期限を過ぎたものは受け付けない。

※持参の場合の受付は、土日祝日を除く9時から12時半まで及び13時半から17時までとする（ただし、6月20日は13時まで）。

※郵送は、簡易書留等送付履歴が分かる方法により送付すること。また、提出期限必着とする。

7 企画提案書の作成要領

企画提案者は、事業の実施体制、計画的な運営等に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。なお、コンソーシアムでの応募の場合は、全構成員の担当業務を明確に示すこと。また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託予定金額等について記載すること。ただし、記載内容のとおり再委託を承認するものではない。

(1) 事業者の概要

①事業実施体制等

- ・ 実施体制（図や表を用いて具体的に記載）
- ・ 事業従事者による相談記録票等の記録方法、事業従事者間での情報共有方法
※個人情報の取扱いに十分留意すること。
- ・ 年間スケジュール
- ・ 事業従事者名簿（本事業における役職、各役職における配置要件を満たす経験・資質・資格、担当業務等を記載）
※従事することが確定していない者がいる場合は、従事予定者を記載するなど、可能な限り詳細に記載すること

- ・スタッフの資質向上のための具体的な取組

②事業内容

- ・夜間相談窓口の名称案、具体的な運営体制・方法・設置場所候補（具体的な場所・面積・収容人数・設備・選定理由等を含む）、こども・若者が安心できる居場所づくりの工夫等
- ・アウトリーチ支援の具体的な実施体制・方法等
※毎週月～木のアウトリーチの実施において、「警固界限のこども・若者を守る協議会（今年度設置予定）」の構成員のうち、警固界限で支援を実施している構成員と実務者レベルでの連携を深め、効果的・効率的にこども・若者を支援するための具体的な方法を提案すること。
- ・LINE相談窓口のアカウント名案、具体的な実施体制・方法等
- ・こども・若者に対する効果的かつ適切な事業周知方法（①事業従事者であることを内外に示すために相談員が着用する衣類等、②LINE相談窓口周知のためのカード等）

③独自提案

- ・提案者が独自に利用することができる社会資源（例：民間団体が運営しているこどもの居場所、宿泊可能な施設等）
- ・業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要又は効果的と考える事柄があれば提案すること。また、独自提案であることが分かるよう、企画提案書にその旨を明記すること。

8 企画提案書の提出における留意事項

- (1) 提出された書類は企画案の選定のみに使用する。
- (2) 選定を行うために必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 企画提案に係る経費は、全て提案者負担とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者の提出書類は無効とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 提出後の企画提案書類の訂正、追加及び再提出は認めない。企画提案書の提出後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに「企画提案参加辞退届（様式5）」を提出すること。
- (7) 上記のほか、県から当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、提案者は速やかに書類の提出に応じること。
- (8) 企画提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例に基づき原則として開示する。

9 見積書作成における留意事項

- ・見積書作成に当たっては、参考様式の記入例を参考に、公募仕様書中の「5 委託業務の内容」の業務内容ごとに積算し、対象経費をできるだけ詳細に記載すること。複数の業務に要する経費については、主たる業務に一括して差し支えない。
- ・以下対象経費については、以下参考価格（消費税及び地方消費税別）を用いて積算すること。

① アウトリーチ支援（月～木）	4,515,000 円
※ただし、月～木曜日の全日実施する場合	
② 夜間相談窓口会場賃借料	2,191,000 円
③ LINE相談システム構築費用	240,000 円

- | | |
|------------------|-----------|
| ④ LINE相談用初期研修費用 | 62,500 円 |
| ⑤ LINE公式アカウント利用料 | 150,000 円 |
| ⑥ LINE相談システム基本料 | 560,000 円 |

- ・運営費について、委託事業以外の業務を兼務する場合は、委託業務の業務量に相当する経費のみを対象経費とする。

※運営費

（対象経費例）報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費

- ・事業の実施に必要なすべての経費を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など受託者の財産取得となる経費は対象外とする。また、原則として領収証等で確認できるものを対象とする。

10 委託候補者の選定

(1) 委託候補者の選定方法

選定委員会において企画提案書の内容を「警固界限アウトリーチ・相談窓口事業に係る企画提案公募評価項目」（別紙）により総合的に書面審査し、最も高い評価点を得た提案者を委託候補者として選定する。

審査結果（具体的な評価及びその理由など）に関する質問は受け付けない。

(2) 提案者が1者又はいない場合の取り扱い

提案者が1者の場合であっても選定委員会において審査を行い、委託候補者として選定するか否かを決定する。また、提案者がいない場合は、公募内容を再検討のうえ、再度公募を行う。

(3) 評価が同点の場合の取扱い

提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会においていずれの者を委託候補者とするかを決定する。

(4) 選定結果の通知

令和7年6月25日（水）頃に、各提案者に通知する。

11 選定後の手続きについて

委託候補者と県が、契約内容及び業務仕様書の内容について協議し、業務仕様書に基づく見積書の提出を受け、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

なお、委託候補者との協議が整わず合意に達しない等の理由により契約締結に至らない場合は、審査において次点となった提案者を委託候補者とし、協議を行うこととする。

12 委託契約について

(1) 委託契約に係る費用（印紙代等）は受託者の負担とする。

(2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として、又はこれに代わる担保を県に納付又は提供すること。また、この契約保証金又はこれに代わる担保は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に返還する。

なお、県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の100分の10以上であること）を保険会社と締結した場合や、受託業者が、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）を有する

場合において、その者が過去 2 年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上（契約金額の 2 割より高い金額かつ 2 回以上）にわたって締結し、これをすべて誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合などは、契約保証金を減免されることがある。

- (3) 契約にあたっては、所定様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。
- (4) 原則、本件業務の第三者への再委託を禁止する。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

13 書類提出・問い合わせ先

〒812-8577

福岡市博多区東公園 7-7

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課

支援係 吉野

電話 092-643-3388

メール seisho@pref.fukuoka.lg.jp